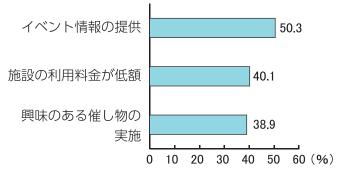
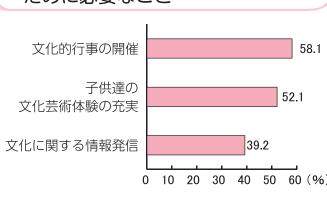
文化芸術振興における市民の意識

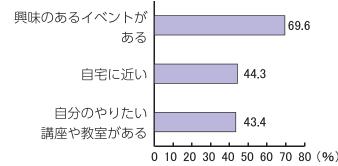
■より活発に文化芸術鑑賞や活動を 楽しむために必要なこと

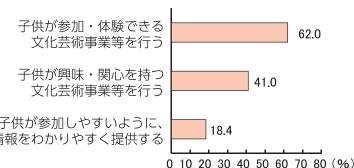


■文化芸術活動をもっと活発にする ために必要なこと



■地域の文化芸術活動をもっと活発に するために必要なこと





※平成22年に実施したアンケートの結果から項目を抜粋し、上位3位までの結果を掲載しています。

西東京市の文化芸術に係る課題を8つに整理しました。

西東京市の文化芸術の振興に係る8つの課題

多様なニーズに 合わせた

情報の効果的伝達と 文化情報発信の 什組みづくり

参加機会の提供

文化芸術活動を 担う 人材育成

文化芸術活動の場 機会の提供及び 活動の促進

子供の

文化芸術活動を 活発にするための 活動団体、大学、 事業者との連携

活動場所の

整備・充実と、

施設を利用しやすし

仕組みの構築

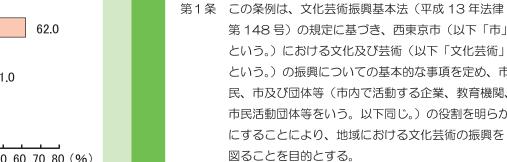
文化財の

保存・継承と活用

国際交流の

促進

■子供達の文化芸術活動をもっと 活発にするために必要なこと



第2条 文化芸術の振興は、文化芸術に関する活動(以下「文 化芸術活動」という。)ができる環境を市民、市及び 団体等が相互に構築していくことにより、市民生活 に文化芸術による潤いと豊かさをもたらすことを目 的として行わなければならない。

図ることを目的とする。

西東京市文化芸術振興条例

私たちのまち西東京市は、田無市と保谷市の合併により誕

このまちは、古くは縄文時代の営みを伝え、江戸時代には 青梅街道の宿場町として栄え、今でも武蔵野の面影を残す歴

私たちは、先人から受け継いだ貴重な遺産及び自然を大切

にしながら、一人一人が文化芸術を享受し、創造し、及び発

信することのできる文化芸術の香りあふれるまち、すべての

市民が心豊かに暮らせるまちを目指して、ここに西東京市文

第148号)の規定に基づき、西東京市(以下「市」

という。) における文化及び芸術(以下「文化芸術」

民、市及び団体等(市内で活動する企業、教育機関、 市民活動団体等をいう。以下同じ。)の役割を明らか

にすることにより、地域における文化芸術の振興を

という。)の振興についての基本的な事項を定め、市

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う すべての市民及び団体等の主体性及び創造性が尊重 されなければならない。

生しました。

史のあるまちです。

化芸術振興条例を定めます。

- 第3条 市民は、一人一人が文化芸術の担い手として、その 活力と創意を基に、文化芸術の振興に協力するもの とする。
- 2 市民は、文化芸術活動に関して相互に理解し、及び 尊重し合うよう努めるものとする。

市の役割)

第4条 市は、第2条に規定する基本理念(以下「基本理念」 という。)にのっとり、文化芸術の振興を図るため、 その施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

平成 21 年 9 月 29 日

条例第 32 号

- 2 市は、文化芸術の振興施策を推進するため、必要な 財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化芸術 の振興を図るよう努めるものとする。

(団体等の役割)

第5条 団体等は、地域社会の一員として自主的に文化芸術 の振興に協力するとともに、市民の文化芸術活動の 支援に努めるものとする。

(基本計画の策定)

- 第6条 市長は、文化芸術の振興施策を総合的かつ計画的に 推進するための文化芸術振興基本計画(以下「基本 計画」という。)を策定する。
- 2 市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ市 民の意見を聴き、基本計画に反映させるものとする。

- 第7条 市長は、次に掲げる事項を文化芸術の振興に係る重 点目標とし、その達成のために必要な施策を講する ものとする。
- (1) 文化芸術を享受する機会の充実
- (2) 文化芸術を創造し、及び発信する機会の充実
- (3) 文化芸術の保存及び継承
- (4) 文化芸術活動の担い手の育成
- (5) 文化芸術活動に係る交流の促進
- (6) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に必要 と認める事項

(推進機関の設置)

第8条 市長は、文化芸術の振興施策を推進する機関を設置 するものとする。

(文化芸術活動における施設の運営)

第9条 市長は、市の施設の運営に当たり、その設置目的を 妨げない範囲において、基本理念の下、文化芸術の 振興に配慮するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

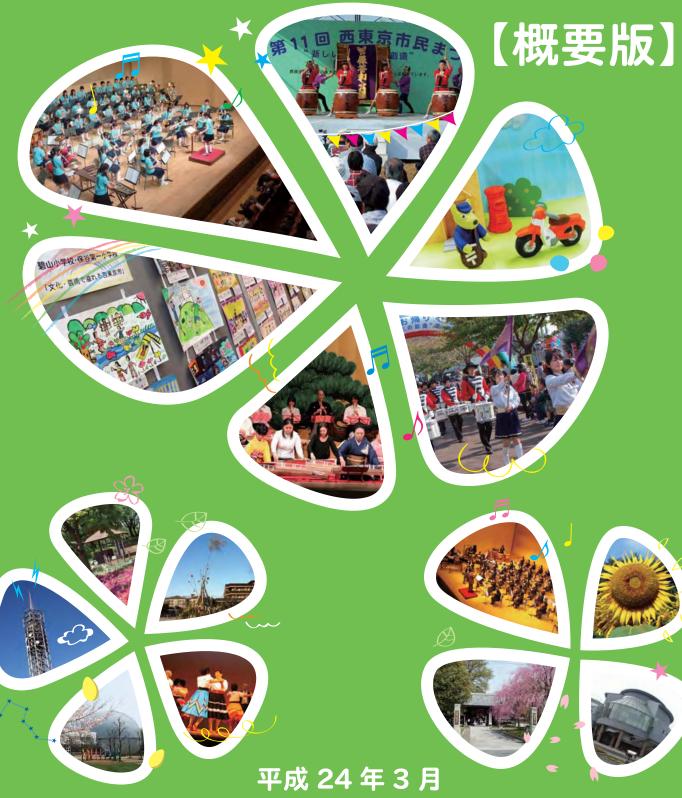
西東京市 生活文化スポーツ部 文化振興課

〒202-8555 東京都西東京市中町 1-5-1

電話 042-438-4040 FAX 042-438-2021

西東京市文化芸術振興計画

••••••••••



西東京市の文化芸術振興の取組

西東京市には、文化財等の貴重な遺産や、各種イベント、活動施設など、過去から現在 に至るまでの豊かな文化資源が集まっており、市民の多様な文化や芸術に関連した活動が 活発に行われています。

このまちの歴史は古く、縄文時代には下野谷遺跡に大集落が存在し 近世には江戸時代に青梅街道の宿場町として栄える等、先人から受け 継いだ貴重な遺産が残っています。



また、毎年秋に行っている「西東京市民文化祭」や「西東京市民まつり」 に代表されるように、市民が主体的に活動できるイベントが発展しており、 本市の文化芸術活動の特徴です。

西東京市の文化施設として親しまれている保谷こもれびホールでは、芸術性の 高い各種文化芸術ジャンルによる公演等の鑑賞機会の提供や、体験講座やワ[、] ショップによる市民の文化芸術活動の育成とその活性化を図っております



その他市内各所では、市民が文化芸術に触れる機会を得る取組が行われ ていますが、各種講座やイベント等は、行政だけでなく、市民や活動団体 事業者等においても幅広く行われています。

今後も、市内の文化資源を更に充実させて、市民が心豊かに楽しく、潤いを持 って生活することで、地域全体を活性化することができるように、西東京市では 市民の多様な文化芸術のニーズを総括的に事業や施策に結びつけて、文化芸術の 振興を計画的に推進していくこととしました。

